

明るい選挙 広報



特集号

編集発行 小川町選挙管理委員会
令和5年3月発行 電話0493(72)1221

4月9日（日）は
埼玉県議会議員一般選挙
（西第13区）の投票日です
告示日：3月31日（金）

投票時間 午前7時から午後8時まで

投票できる方

既に選挙人名簿に登録されている方のほか、次の要件に該当する方です。

○年齢要件

平成17年4月10日以前に生まれた方

○住所要件

令和4年12月30日までに転入の届出をした方で、引き続き小川町に住所を有する方

なお、県内の他の市町村へ転出された方のうち、小川町の選挙人名簿に登録されている方は、投票の際、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」を持参いただくか、引き続き県内の市町村に住所を有していることの確認を受けることにより、投票することができます。

※今回の選挙は、埼玉県の選挙のため、県外へ転出した場合には投票することができません。

開票（即日）

4月9日（日）午後8時50分から 役場3階 大会議室
開票速報は、埼玉県選挙管理委員会のホームページに、選挙区4町がまとめて掲載されます。

※西第13区(定数1)
滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町の4町

◆ 投票所一覧表 ◆

投票区	投票所	投票区域	投票区	投票所	投票区域
1	リリックおがわ	本一・本二・神明町・仲町・稲荷町・錦町・相生町・大関町・松若町・緑町・幸町・ホーユウパレス	11	竹沢公民館	木部・下勝呂・上勝呂・木呂子・深田
2	小川町役場	旭町・栄町・池田・ダイアパレス	12	大河公民館	腰一・腰二・増尾
3	大塚コミュニティセンター	春日町・大塚一・大塚二・大塚三・大塚四・コスモ小川町	13	腰中集落農業センター	腰中
4	下小川公会堂	下小川一・下小川二・下小川三	14	腰上公会堂	腰上
5	下里二区集落農業センター	下里一・下里二・下里三・下里四	15	青一公会堂	青下見田・青下畑ヶ中・青下田島・青下二
6	角山中区集会所	角山中・角山上	16	青上集落センター	青上
7	八和田公民館	上横田・前高谷・中高谷・高谷南・奈良梨・西古里・下横田二	17	古寺公会堂	古寺
8	能増公会所	能増・高見・後伊	18	飯田集落センター	飯田
9	中爪文化センター	中爪・下横田一・中爪グリーンヒル	19	東小川自治会館	東小川
10	韮負区民センター	原川・笠原・韮負	20	みどりが丘自治会館	みどりが丘 県営小川みどりが丘団地

選挙当日ご都合が悪い方は 期日前投票のご利用を!!

期日前投票とは、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ投票ができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）制度です。
▼投票日に仕事や旅行で、投票に行けない。こんな理由で投票所へ行くことができない方は、ぜひ利用しましょう。

○手続き

期日前投票をする場合は、投票所入場券（各自切り離したものを）をご持参ください。
入場券裏面に印刷してある宣誓書兼請求書に事前に記入しておくとう受付が早く済みます。
▼期日前投票の宣誓書は、小川町のホームページからも印刷できます。期日前投票所にも備えて付けてありますので、その場で記入することもできます。

期間 4月1日(土)から4月8日(土)まで
時間 午前8時30分から午後8時まで
場所 リリックおがわ 1階講座室2・3

※病院・老人ホーム等における不在者投票、選挙期日前に未だ選挙権を有しない方の不在者投票等の制度もありますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票

投票所で、身体の障害などのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方のために、代理投票の制度があります。
投票所で、係員にお申し出ください。

身体に重度の障害のある方の 郵便による不在者投票

（郵便等による不在者投票ができる方）

○身体障害者手帳の交付を受けている方

両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が一級若しくは二級の方。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸の障害の程度が一級若しくは三級の方。免疫若しくは肝臓の障害の程度が一級から三級までの方又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当すると、知事が書面により証明した方。

○戦傷病者手帳の交付を受けている方

両下肢、若しくは体幹の障害が特別項症から第二項症の方。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸若しくは肝臓の障害が特別項症から第三項症の方又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当すると、知事が書面により証明した方。

○介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方

いずれの場合も町選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。
また、郵便による不在者投票が行える方のうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が一級と記載されているなどの方は、あらかじめ届け出た代理記載人に、投票に関する記載をしてもらうことができます。「代理記載制度」があります。

詳細については、お問い合わせください。
なお、投票用紙の請求は4月5日(水)までですが、投票は必ず「郵送」に限られますから、お早めに手続きを済ませてください。

投票所の衛生管理について

○投票所での取組

- 各投票所にアルコール消毒液を配置
 - 投票所職員はマスクを着用
 - 記載台等の定期的な消毒
- 投票所の換気や使い捨てえんぴつの使用など投票所の衛生管理に取り組んでおります。

○有権者の皆様へお願い

- マスクの着用や咳エチケット等
 - 黒えんぴつのご持参も可能です。
- 有権者の皆様も感染予防対策へのご協力をお願いいたします。

特例郵便等投票制度について

○新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」ができます。

○制度の詳細については総務省のホームページをご確認ください。また、特例郵便等投票について不明な点がございましたら、選挙管理委員会へお問い合わせください。

※濃厚接触者に該当する方は特例郵便等投票制度を利用することはできません。

また、特例郵便等投票は郵送での手続きになるため、時間がかかります。
時間には余裕をもって手続きをお願いいたします。

みんなですすめよう『三ない運動』

政治家は寄附を
贈らない！

有権者は寄附を
求めない！

寄附を政治家から
受け取らない！

● 政治家の寄附の禁止

政治家（現職の議員・長や、立候補の意思がある方）が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ること（寄附）は、次の場合を除いて罰則をもって禁止されています。

例外 [禁止されない寄附]

1. 政党やその他の政治団体又はその支部に対してする場合
2. 当該政治家の親族に対してする場合
3. 政治教育集会の参加者に必要最小限度の実費を補償する場合（ただし、食事や食料の提供は禁止され、処罰の対象となります）

なお、政治家以外の方（家族や秘書など）が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

● 政治家に対する寄附の要求の禁止

有権者が政治家に対して、寄附を出すように勧誘や要求をすることは、禁止されています。

● 政治家が関係する会社等の寄附の禁止

政治家が役職員又は構成員である会社や団体が選挙区内の人や団体に、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることはできません（政党に対するものは除かれます）。

● あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人や団体に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報を含む）を出すことは禁止されています。

● 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）も、選挙区内の人や団体に寄附をすることは、次の場合を除いて罰則をもって禁止されています。

例外 [禁止されない寄附]

1. 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
2. 当該政治家に対してする場合
3. 設立目的により行う行事又は事業に関してする場合（ただし、花輪、香典、祝儀などを出したり、選挙前の一定期間内に行われるものは罰則をもって禁止されています）

※選挙前の一定期間

○任期満了による選挙

任期満了の日前90日に当たる日から選挙期日までの間

○任期満了以外の選挙

解散の日の翌日又は選挙事由発生の告示の日の翌日から選挙期日までの間

● 有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内の人や団体に対し、あいさつを目的とする有料広告（いわゆる名刺広告）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなどに出すことは、罰則をもって禁止されています。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されています。

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金の
かからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

選挙公報の補完場所一覧表

施設名	所在地
小川町役場	大字大塚55
リリックおがわ	大字大塚55
大塚コミュニティセンター	大字大塚897-1
大河公民館	大字腰越43
竹沢公民館	大字勝呂799
八和田公民館	大字上横田1776
町立図書館	大字大塚99-1
子育て総合センター	大字角山133
総合福祉センター	大字腰越618
小川郵便局	大字青山862-1
ヤオコーみどりが丘店 小川町情報発信コーナー	みどりが丘2丁目8-1
各新聞販売店	

選挙公報の配布について

候補者の経歴や政見を掲載した選挙公報は前もって朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、埼玉新聞の朝刊折り込みによりお届けする予定です。

届かない場合、未購読の場合は、左記にあります。

大事な投票、忘れずに!



投票所案内図

4月9日(日)
午前7時～午後8時
忘れずに
投票しましょう。

★候補者の氏名は正しく最後まで書きましょう。
他事を書くくと無効になります。

<p>第4投票所 下小川公会堂</p>	<p>第3投票所 大塚コミュニティセンター 第6投票所 角山中区集会所</p>	<p>第1投票所 リリックおがわ 第2投票所 小川町役場</p>
<p>第8投票所 能増公会所</p>	<p>第7投票所 八和田公民館</p>	<p>第5投票所 下里二区集落農業センター</p>
<p>第11投票所 竹沢公民館</p>	<p>第10投票所 靱負区民センター</p>	<p>第9投票所 中爪文化センター 第19投票所 東小川自治会館</p>
<p>第15投票所 青一公会堂</p>	<p>第13投票所 腰中集落農業センター 第14投票所 腰上公会堂</p>	<p>第12投票所 大河公民館</p>
<p>第18投票所 飯田集落センター</p>	<p>第17投票所 古寺公会堂</p>	<p>第16投票所 青上集落センター</p>
<p>第20投票所 みどりが丘自治会館</p>	<p>「投票済証明書」について</p> <p>法的な根拠はなく、住民サービスの一環として各自自治体が独自に交付しているものです。 「投票済証明書」を必要とされる方は、投票の際、係員に申し出てください。 混雑時にはお待ちいただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。</p>	

